

社説

2015. 2. 15

裁判員制度の課題を示した最高裁決定

一審の裁判員裁判が被告を死刑とした判決を、プロの裁判官だけで審理する二審の高裁が覆して無期懲役に減刑した計3件の裁判で、最高裁が二審の判断を支持する決定を出した。

市民感覚を反映させることが裁判員制度の目的であり、裁判員の判断は十分尊重すべきである。だからといって、積み上げられたこれまでの判決と刑の重さが大きく違っては公平性が保てない。これが最高裁の示した考え方だ。

発点として評議を行うべきだ」として慎重な検討を求めたのは、妥当といえるのではないか。死刑にあたるかどうかを判断する際、これまでの裁判では、犯行の動機、計画性、被害者の数などを検討する「永山基準」が用いられてきた。最高裁の指摘は、一審の判決はこの基準から外れているといっている。

3件のうち東京と千葉の強盗殺人事件は、被害者が1人だった。最高裁は被害者が1人の場合でも死刑はありうるとしながら、「被告の前科や反社会的な性格傾向を重視しすぎている」「犯行に計画性はなかった」などとして、死刑の判断を退けた。もう1件の長野の事件は被害者が3人だったが、この裁判の被告は事件の首謀者ではないことから、二審で減刑されていた。もちろん最高裁も、過去の例を機械的に当てはめて判決を出すべきだといっているわけではない。裁判の公平性を維持しながら、市民感覚をどうにかしていくか。裁判員制度が持つこの大きな課題が改めて示されたものとして受け止めるべきであらう。

決定は明確な基準を示したわけではなく、「裁判員はバランスを考へて総合的に判断すべきだ」ということにすぎないからだ。議論を深めるために知りたいたいの

止めて判決を導いたか、である。ところが裁判員には罰則付きで守秘義務が課せられており、評議の様子はほとんど分からない。過去の量刑と市民感覚のバランスのあり方を考えるためにも守秘義務を緩和し、裁判員の経験を社会全体で共有していく必要がある。

ただ、裁判員に選ばれる市民の側としては不安も残る。最高裁の

賢者に学ぶ

哲学者 適菜 収



ソクラテス(前469年頃〜前399年)の友人カイレフォンは、デルフォイで「ソクラテス以上の賢者は一人もいない」という神託を聞いた。ソクラテスは自分が賢明でないことを知っていたので、神の言葉が何を意味するのか、何を暗示するのか図りかねていた。そこでソクラテスは、自分より賢い人間を探すための旅に出る。

最初にソクラテスは政治家に会った。その政治家は自分のことを賢者と信じていたが、ソクラテスはそう思わなかった。

「とにかく俺の方があの男より

は賢明である、なぜといえば、私達は二人とも、善についても美についても何も知っていないと思われ、しかし、彼は何も知らないのに、何かを知っていると信じており、これに反して私は、何も知りもしないが、知っていることも思っていないからである」(「プラトン『ソクラテスの弁明』」)

有名な「無知の知」のくだりだ。さらにソクラテスはさまざまな「賢者」のもとを訪れ、その無知を指摘し、本人おとよびその支持者から恨みを買った。

最後にソクラテスは手工者に会

へてきな「おさむ」昭和50年、山梨県出身。早稲田大で西洋文学を学び、ニーチェを専攻する。卒業後、出版社勤務を経て、現在は作家・哲学者として執筆活動に専念。本紙連載をまとめた「なぜ世界は不幸になったのか」「日本をダメにしたB層の研究」、呉智英氏との対談「愚民文明の暴走」など著書多数。

う。彼らは優れた技術を身に付けており、ソクラテスより多くのことを知っていた。しかし、彼らもまた「愚者」だった。「思うに、彼らは皆、その業とせる技芸に熟練せる故をもって、他の最も重大な事柄に関しても最大の識者であると信じていた、しかも彼らのこの意見が彼らの見えていた智慧に暗影を投じていたのである」(同前)

ある分野において一流の人間が、別の分野において見識を示すとは限らない。当然だ。一流のアスリートが、和菓子づくりに長けているのは稀だろう。近代啓蒙思想の野蠻は、科学者が政治や歴史を扱つことにより発生した。

以前、ビジネスで成功した男が、都知事選に出馬し「政治について素人であるがゆえに私はもの凄く政治家になれると思う」と発言したことがあった。素人に権力を与えれば、確実に国は滅びる。こうした常識が失われたのが今の時代だ。

恥知らずな人間は、自分が所有する権力の重さに気づくことはない。無知に対し無知と言いつつソクラテスは「神々を信せずかつアテナイの青年を腐敗せしめた」との罪状により法廷に引きずり出された。

ソクラテスはなにが自分を滅ぼすのか知っていた。それは卑劣な訴訟人ではなく、「多衆の誹謗と猜忌」だった。要するに、善人ソクラテスを殺したのは、アテナイ人の市民感覚だったのだ。

ソクラテスと「無知の痴」

現在、裁判員裁判による死刑判決が、高裁と最高裁により相次いで覆されている。これに対し「過去の事例との均衡にこだわらず、市民感覚を反映させよ」という意見がメディアで散見された。冗談ではない。過去の事例との均衡にこだわらず、市民感覚を排除することによってのみ、司法の正統性は担保されるのである。

立法だろつが行政だろつが司法だろつが、そこには技術が必要だ。裁判において量刑を決めるためには、法学、哲学、歴史や人間についての理解を含め、過去の膨大な資料の蓄積を前提にする必要がある。要するに、裁判員制度は人民裁判の復活にすぎない。ソクラテスが毒杯を仰いで告発したのは、「無知の痴」、すなわち反知性主義の危険性だった。